

借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾および充電設備の保有義務期間（5年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。

土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【許諾書の例】

充電設備設置に関する許諾書

① ○○株式会社 殿

③ 物件所在地 ○○県○○市○-○-○

使用目的 充電設備設置のため

④ 私所有の上記土地に、充電設備を設置することを許諾いたします。

⑤ なお、その期間は設置後5年間以上といたします。

⑥ 2024年○○月○○

土地所有者

住所 ○○県○○市○-○-○

② 氏名 ○○ ○○

特約事項

充電設備設置に関する許諾書

【確認事項】下記の①～⑥が確認できる必要があります。

- ① 賃借人
・賃借人名の記載
- ② 賃貸人
・賃貸人名の記載
- ③ 設置場所住所
・申請で入力した設置場所住所であることの記載
- ④ 許諾
・充電設備設置を許諾していることの記載
- ⑤ 期間
・充電設備の設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載
- ⑥ 作成日

◆ 各種書類の提出方法について

- ・紙等実体のある形式が正規のもの
→原則として実際の書類をスキャンまたは複写したデータを提出願います
- ・電子データ自体が正規のもの
→受領当時から電子データの場合はそのデータの提出も認めます
(電子捺印、スタンプ等を推奨)

■ 土地の許諾書（転貸借の場合）

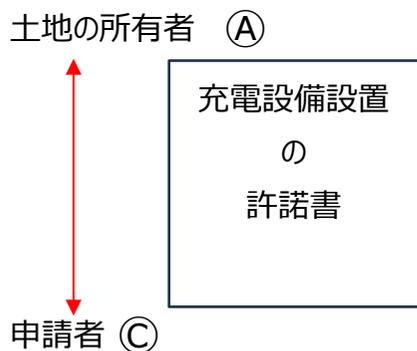
2024/5/13

・借地に充電設備を設置する場合は、公募申請時までには土地所有者の許諾を得ていることが必須となります。

・土地の契約関係が以下のようにになっている場合の許諾書について申請者③は土地の所有者①から許諾書を得る必要があります。
ただ、契約関係にない申請者③が土地所有者①から許諾書が取得できない場合には以下のように許諾書を得る必要があります。

<通常>

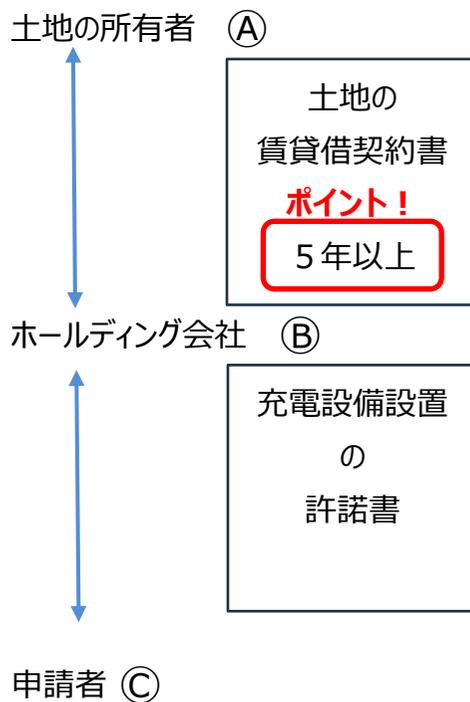
①が③に対して充電設備を
5年間許諾することを証する書類を提出



<ケース1>

①と②との土地の賃貸借契約書に設置後5年
以上の契約期間が確認できる場合

- ①と②との賃貸借契約書
- ②から③宛ての許諾書



<ケース2>

①と②との土地の賃貸借契約書に設置後5年以上
の契約期間が確認できない場合

- ①から③宛ての許諾書
- ②から③宛ての許諾書

